

# POWER EGG オープンクラウド

## 軽減税率対応適用後の 基本設定について

2019年8月  
ディサークル株式会社

修正日・版	修正箇所・内容
2019/08/07 1.0版	初版 発行

1. 軽減税率対応適用後の設定手順
2. 設定後の確認

# 1. 軽減税率対応適用後の設定手順

軽減税率対応を適用後、新税率(10%)及び軽減税率の設定を行う必要があります。

但し、仕訳連携の有無によって、必要手順が変わります。

設定項目	仕訳連携あり	仕訳連携無し
1.1 税率の登録	必要	必要
1.2 明細種別の登録	必要	必要
1.3 仕訳税率区分登録	必要	任意
1.4 仕訳定義の登録	必要	任意

管理者メニュー「マスタの登録」より  
「システム設定」の[Step2 税率登録] を起動

- ① 10%の税率を適用開始日として「2019年10月1日」で新規登録
- ② 8%の税率に対して、課税区分として「課税(軽減税率)」をチェック

名称	税率	適用開始日	有効期限日	課税	課税(軽減税率)	有効/無効
10%	10.0%	2019/10/01(火)	2999/12/31(火)	○		有効
8%	8.0%	2014/04/01(火)	2999/12/31(火)	○	○	有効

※軽減税率対象の明細が必要ない場合は、登録する必要はありません。

管理者メニュー「マスタの登録」より

「申請・精算」の[Step2 (各種)明細種別登録]を起動

軽減税率対象の明細を課税区分：課税(軽減税率)として追加登録します。

例) 接待明細種別

種別名称	課税区分	領収書	値引区分	必須	仕訳キー	有効無効	部門識別
お弁当	課税(軽減税率)	要	値引対象外			有効	

事前に軽減税率の明細種別を登録した場合、即時申請画面に反映されます。  
ユーザーに軽減税率に対応する明細種別は選択しないように案内していただくか  
10月1日まで無効にしておいてください。

仕訳連携を利用しない場合は、仕訳キーを設定する必要ありません。

※仕訳連携を利用しないにも関わらず申請時に「仕訳キーが設定されていない」旨のエラーが発生する場合は、  
[システム設定]-[Step1 システム設定]の共通番号：00001250 のマスタチェックをしない設定を行ってください。

※仕訳連携している場合は、必ず設定してください。

管理者メニュー「仕訳マスタの登録」より

「会社」を選択後、[Step3 仕訳税率区分登録]を起動

① 10%の新税率並びにその税率区分を登録

税率区分(課税)に連携先会計システムの税率区分を指定

② 8%の税率に対して、税率区分(軽減税率)を設定

税率区分(軽減税率)に連携先会計システムの軽減税率に対応する税率区分を指定

税率	税率区分(課税)	税率区分(軽減税率)
10.0%	40	
8.0%	30	35

※税率区分はサンプルです

仕訳連携を利用しない場合は、設定不要

## 1.4 仕訳定義の登録

※仕訳連携している場合は、必ず設定してください。

管理者メニュー「仕訳マスタの登録」より

「会社」を選択後、[Step2 仕訳定義登録]を起動

1.2 明細種別の登録で追加された仕訳キーに対する仕訳定義を設定

※仕訳定義の設定は管理者マニュアルを参照ください

仕訳連携を利用しない場合は、設定不要



### ■ 軽減税率区分が選択されるかの確認手順

- ①軽減税率対象の明細種別を無効に設定している場合は有効に変更
- ②追加した軽減税率対象の明細種別を申請画面で選択
- ③課税区分が「課税(軽減税率)」、税率が「8%」になっていることを確認
- ④軽減税率対象の明細種別を無効にしてあった場合は再度無効に変更

### ■ 新税率10%が選択できるかの確認手順

- ①税率登録の登録にて、10%の適用開始日を本日に変更
- ②課税の明細種別を申請画面で選択
- ③課税区分が「課税」となり、税率として「8%」と「10%」が選択できることを確認
- ④税率登録の登録にて、10%の適用開始日を2019年10月1日に変更

### ■ 仕訳データの確認について

軽減税率対応では、仕訳出力インターフェースのレイアウトに変更はありません。  
上記の設定を行うことで、仕訳出力時に、新しい税率区分に対応した明細が出力されるようになります。

2019年10月1日以降、最初に仕訳出力を行う際に、新しく設定した税率区分に対応した明細が出力されることをご確認ください。